

第32回 岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」総会

日時 令和5年1月2日(月) 午後3時00分～

場所 大垣フォーラムホテル 大垣市万石2-31 TEL 0584-81-4171

〔総会の部〕

1. 開会の辞
 2. 物故者への黙祷
 3. 三稜会会長挨拶
 4. 顧問(学校長)挨拶
 5. 議事
 - ①令和3年度&令和4年度(途中まで) 事業報告(「三稜会会則改定について」を含む)
 - ②令和3年度&令和4年度(途中まで) 決算報告・会計監査報告
 - ③令和3年度&令和4年度(途中まで) 三稜会奨学金収支報告・会計監査報告
 - ④役員改選
 - ⑤令和4年度(3月までの予定)&令和5年度 事業計画案
 - ⑥創立50周年事業について(寄付金の依頼など)
 - ⑦その他
 - ⑧質疑
-

〔懇親の部〕

1. 乾杯
 2. 歓談
 3. 校歌斉唱
 4. 閉会の辞
-

〔議事〕

① 令和3年度 事業報告

令和3年 2月26日	三稜会入会式(新型コロナも落ち着いた状況で、体育館にて実施。石田副会長より挨拶)
令和3年 3月 1日	記念品(卒業証書入れ)を卒業生に贈呈
令和3年 7月 1日	三稜会第1回役員会。役員紹介(浅野副会長を承認)・今後のスケジュール等を語る。 今年度の「三稜会」総会中止と来年度の幹事期生を22、23、26、30期生の方々に引き続き お願いする旨、及び、来年度以降の総会を夏季(8月中旬)に開催する、と決定 総会の8月開催に伴い、会計年度を現在の12月締めから3月締めに変更することも決定。 (令和3年度のみ、令和3年1月から令和4年3月までとし、以後4月～3月までの会計年度としていく)
令和3年 8月	令和3年度「三稜会」総会中止決定と令和4年の8月13日(土)に開催することをホームページにて発表。同窓会名簿作成に向けて、(株)サラトと交渉開始
令和3年 9月	第1回役員会出席者にメールにて、同窓会名簿作成についての意見聴取を行い、(株)サラトに同窓会名簿を作成依頼する方向で決定
令和3年11月17日	三稜会第2回役員会にて、令和3年度の三稜会奨学生について候補者原案の提示、承認を得る。50周年事業について、記念式典の期日を令和5年の11月上旬とすること、幹事学年は24期、25期、28期、32期とすること、募金を行うこと、を決定。個人情報保護の規定を盛り込む形で三稜会会則を法的知見からの検証を加えて改定することも決定
令和4年 1月～2月	三稜会会則(プライバシーポリシーを含む)の改定案と(株)サラトからの同窓会名簿発行提案書について、弁護士さんに法的な検証を行ってもらう →三稜会新会則(プライバシーポリシーを含む)決定&ホームページ掲載
令和4年 2月26日	50周年事業幹事学年の第1回役員会をオンライン形式で行う。 →募金、記念誌等について意見聴取&役割分担
令和4年 3月	同窓会名簿作成について、(株)サラトと契約を結ぶ

※令和4年度 事業報告(途中まで)

令和4年 7月 1日	三稜会第1回役員会。役員紹介 ・8月13日(土)開催予定の総会について、役割分担等の詳細を打ち合わせ。 ・50周年事業について、経過説明
令和4年 8月上旬	8月13日(土)の総会開催を断念。第32回総会は、令和5年1月2日(月)に順延を決定。出席予定者へのメール連絡とホームページ掲載にて発表。 同窓会名簿作成に向けて、(株)サラトと交渉開始
令和4年 9月 2日 9月23日	文化祭閉会式にて、創立50周年のスローガン&シンボルデザインの発表&表彰 創立50周年事業幹事学年第2回役員会(オンラインにて) …同窓会名簿、寄付金、記念し、広報、その他50周年事業全般について、幹事学年役員が 意見を出し合い、事業への協力を確認
令和4年11月18日	三稜会第2回役員会にて、令和4年度の三稜会奨学生について候補者原案の提示、承認を得る。50周年事業については、募金の趣意書に関して意見を聴取
令和4年12月14日	三稜会第3回役員会(オンライン併用) …第32回三稜会総会について、幹事学年役員との打ち合わせ

② 令和3年度 決算報告(令和3年1月～令和4年3月)

〔歳入の部〕		〔歳出の部〕	
繰越金(普通預金)	940,926	奨学金資金へ(手数料込み)	1,887,178
繰越金(定期預金)	650,903	役員会会議費	2,181
同窓会入会金(令和2年度末)	1,260,000	卒業アルバム代(令和3年度末)	6,480
同窓会入会金(令和3年度末)	1,248,000	卒業記念品代(令和2年度末)	180,550
雑収入	344	卒業記念品代(令和3年度末)	179,400
利息(普通預金)	18	色印刷紙代	695
	<u>4,100,191</u>	弁護士費用	99,660
		はがき・切手代	<u>9,051</u>
			2,365,195
〔残高の部〕			
歳入総額	4,100,191		
歳出総額	<u>2,365,195</u>		
	1,734,996	[令和4年 繰越金]	

会計監査報告

令和3年分の帳簿、証拠書類について監査した結果、会計は適切に行われていることを認めます。

令和 4年 3月 29日

会計監査 川島 幸治 (7期生)

会計監査 箕浦 欣子 (5期生)

※令和4年度 会計報告 (令和4年4月～令和5年3月) …途中までの報告です

[歳入の部]

繰越金(普通預金)	1,084,093
定期預金解約金	650,909
50周年口座より返金	909
利息(普通預金)	5
	<u>1,735,916</u>

[歳出の部]

解約定期預金を50周年口座へ	650,909
役員会会議費	504
はがき代	105,423
	<u>756,836</u>

[残高の部]

歳入総額	1,735,916
歳出総額	<u>756,836</u>
	979,080

[令和4年12月16日現在の通帳残高]

② 令和3年度 三稜会奨学金収支報告

・三稜会奨学金資金

創立30周年記念事業で発生した11,990,831円を三菱証券(株)に投資し、トレジャリーノート(米国財務証券)110,000ドル分を購入。これを原資とした利金で奨学金を運用する。

2012年3月1日に同窓会一般会計より8,384,150円を出資して三菱UFJモルガンスタンレー証券(株)に投資し、モルガンスタンレーの債権を購入。これを原資とした利金も運用する。

・令和3年度 三稜会奨学生

水球部	24万円	令和元年度	全国高校総体 出場 国民体育大会 4位
		令和2年度	日本選手権最終予選高校男子の部 優勝
		令和3年度	全国高校総体 出場 国民体育大会 出場(新型コロナウイルスのため中止)
華道部	3万円	令和元年度	ikenobou 花の甲子園2020 全国大会 第3位 定益ひなた・高崎瑠璃・新藤咲琳名
家庭クラブ 川瀬心海	2万円	令和元年度	全国高校生ホームプロジェクトコンクール 最優秀賞

※ 団体競技にはチームに給付。

・収入

三稜会奨学金残金		13,667,592
一般会計より繰り入れ		1,886,848
三菱UFJモルガンスタンレー証券	利金(1月)	83,771
	利金(4月)	85,035
	利金(8月)	50,966
	利金(10月)	74,951
	利金(2月)	53,896
	利金(3月)	122,121
利息		<u>182</u>
	収入計 ①	16,025,362円

・支出

三稜会奨学金		<u>291,540</u>
	支出計 ②	291,540円

・残金

① - ② = 15,733,822円 [令和4年 繰越金]

会計監査報告

令和2年分の帳簿、証拠書類について監査した結果、会計は適切に行われていることを認めます。

令和 4年 3月 29日

会計監査 川島 幸治 (7期生)

会計監査 箕浦 欣子 (5期生)

※令和4年度 三稜会奨学金経過報告 (途中まで)

・令和4年度 三稜会奨学生 ※ 団体競技にはチームに給付。

水球部	25万円	令和2年度	日本選手権最終予選高校男子の部 優勝 日本選手権水球競技 ベスト8
		令和3年度	全日本ジュニア (U17) 水球競技選手権大会 ベスト8 全国高校総体 出場 国民体育大会 出場 (新型コロナウイルスのため中止)
		令和4年度	全国高校総体 出場 国民体育大会東海ブロック予選 2位
家庭クラブ 北村美優	2万円	令和2年度	全国高校生ホームプロジェクトコンクール FHJ賞
フィギュアスケート 窪田真衣	2万円	令和2年度	全国高校総体 出場 国民体育大会 出場
		令和3年度	全国高校総体 出場 国民体育大会 出場
放送部 柳季巳予	1万円	令和4年度	全国高校総合文化祭朗読部門 出場

・収入

三稜会奨学金残金		15,733,822
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 利金 (8月)		62,130
〃 〃 〃 利金 (9月)		141,120
利息		67

収入計 ① 15,937,139円 [令和4年9月12日現在の通帳残高]

④ 役員改選

<三稜会現役員>

会長 田口義隆 (4期)
副会長 浅野靖夫 (1期) 石田 仁 (4期) 小林 誠 (22期)
会計 吉田温子 (22期)

<三稜会次期役員>

会長 田口義隆 (4期)
副会長 浅野靖夫 (1期) 石田 仁 (4期)
副会長 (1名)・書記・会計 中村佳守雄 (23期)、長谷川哲也 (23期)、衣斐牧子 (23期)、浅野崇 (23期)

<三稜会担当職員>

高木徳彦 (4期)、浮田徹 (5期)、遠藤加容子 (5期)、吉田順一 (7期)、菅井修 (20期)、清水信貴 (25期)、奥富文仁 (34期)、高木章賀 (34期)

⑤ 令和4年度 事業計画 (今年度の今後の予定)

令和5年 2月 第3回50周年幹事学年役員会 (広報、記念誌、寄付金など、について)
<幹事学年 (24期、25期、28期、32期)>
令和5年 2月28日 三稜会入会式
令和5年 3月 1日 記念品 (卒業証書入れ) を卒業生に贈呈

※令和5年度 事業計画案

令和5年 5月 三稜会第1回役員会…第33回三稜会総会兼創立50周年祝賀会について
<会長、副会長及び、幹事学年 (23期、24期、27期、31期、45期) 役員>
令和5年 7月 第4回50周年幹事学年役員会
令和5年10月 三稜会第2回役員会…第33回三稜会総会兼創立50周年祝賀会について
令和5年11月11日 (土) 創立50周年記念式典 (午前) & 第33回三稜会総会兼50周年祝賀会 (夕方)
11月 三稜会第3回役員会…令和5年度三稜会奨学生について
令和6年 2月29日 三稜会入会式
令和6年 3月 1日 記念品 (卒業証書入れ) を卒業生に贈呈
3月 三稜会第1回役員会…第34回三稜会総会 (令和6年8月実施) について
<会長、副会長及び、幹事学年 (25期、26期、29期、33期、46期) 役員>

⑥ その他

奨学金基金への寄付継続のお願い

来年の創立50周年には、さらに基金を増やしたいと思っています。三稜会奨学金は、今後も続いていくものであり、同窓生の皆様のご援助が必要です。まもなく皆様のお手元に送付される50周年事業寄付金の趣意書をご覧の上、当該口座へのご寄付をよろしくお願い申し上げます。

岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」会則

第1章 総則

第1条 名称

本会は岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」と称する。

第2条 目的

本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に協力することを目的とする。

第3条 事務局

本会は事務局を岐阜県立大垣東高等学校内に置く。

第2章 会員

第4条 会員資格

- 1 特別会員 母校旧・現職員及び特別の縁故のある者
- 2 正会員 岐阜県立大垣東高等学校を卒業した者
- 3 準会員 岐阜県立大垣東高等学校に在学した者

第5条 会員資格の変更

本会員で本会の体面を汚損する行為があった時は役員会の議決によって除名することができる。

第6条 会費

退会除名その他の事由の如何を問わず入会費は一切返還しない。

第7条 会員の個人情報

本会は、会員の個人情報に関して、プライバシーポリシー（個人情報保護基本方針）を別に定める。

第3章 役員

第8条 設置役員

- 1 本会に次の役員を置く。
顧問 1名・会長 1名・副会長 若干名・事務局長 若干名・書記 若干名・会計 若干名・会計監査 若干名
- 2 必要に応じて、本会に置くことができる役員
名誉会長 1名

第9条 役員の選定方法

- 1 顧問 岐阜県立大垣東高等学校長が就任する。
- 2 会長 役員会において正会員中より適任者を選出し総会の承認を得て就任する。
- 3 副会長 役員会において選出し、総会の承認を得て就任する。
- 4 名誉会長 複数回の会長歴任者及び会長として本会の発展に格別の寄与をした者の中から総会の承認を得て推薦する。
- 5 その他の役員 副会長と同様とする。ただし、会計のうち1名は、岐阜県立大垣東高等学校職員をあてることができる。

第10条 役員の任期

全役員の任期を1年とする。ただし留任を妨げない。

第11条 役員の会務

- 1 各役員は次の通り会務を担当する。

会長	本会を代表し、会務を総理する。	副会長	会長を補佐し、会長支障のあるときはその代理をする。
事務局長	会長を助けて会務の企画運営にあたる。	書記	会務の記録にあたる。
会計	会務の会計を行う。	会計監査	会計を監査する。

- 2 役員を補佐するために事務局員を若干名置くことができる。事務局員は、大垣東高校職員の中から会長が委嘱する。

第4章 会議

第12条 会議の召集

役員会は会長がこれを召集する。

第13条 役員会

役員会は、会長・副会長・事務局長・書記・会計・会計監査をもって組織し、本会の事業及び重要事項の決定執行にあたる。事務局員は役員会に参加できる。

第5章 総会

第14条 総会の開会

総会は年1回開くことができる。ただし会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。

第15条 総会での付議事項

総会に付議すべき事項は次の通りである。

役員会の承認、予算及び決算の承認、会則の変更、その他の重要事項

第16条 議事及び議決

議長は原則、会長が行う。総会における議決は、出席正会員の過半数をもって決する。

第6章 事業

第17条 実施事業

母校の発展に協力する事業を適宜行う。

平成17年11月14日改正

令和3年11月17日改正

岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」（以下、「本会」という）は、会員の個人情報が、個人のプライバシーにかかわる重要な機密情報であることを認識し、その収集・利用・管理については、個人情報保護の理念を尊重し、以下の基準にそって厳正かつ適切に取り扱うことで機密保持に万全を尽くします。

1 個人情報の利用目的

本会は、会員の個人情報を、同窓会設立の趣旨にのっとり、同窓会の維持発展や会員の交流と親睦、及び母校発展への協力という目的のために利用します。

具体的な利用目的は、以下のとおりとする。

- ①本会が行う各種活動の報告や案内
- ②母校の活動や動向に関する報告や案内
- ③本会が企画する記念品等の配布
- ④各種寄付金の募集
- ⑤同窓会名簿の作成・発行

2 個人情報の内容

本会は、上記目的のため、以下の個人情報を収集します。

- ①氏名 ②卒業年 ③入学期 ④住所 ⑤電話番号 ⑥その他、本会の運営に必要な個人情報（電子メールアドレスなど）

3 個人情報の開示・提供等

- (1) 本会が収集した個人情報は、前項1の利用目的以外のために、利用あるいは第三者に提供されることはありません。
- (2) 会員本人が自己の個人情報について、開示、訂正等及び利用の停止等を求める権利を有していることを重視し、これらの要求がある場合には、申し出た方が会員本人であることを確認の上、対応します。ただし、個人情報保護法その他の法令により、本会が開示、訂正等または利用の停止等の義務を負わない場合は、この限りではありません。

4 個人情報の管理

本会では、個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩または再提供（「5 個人情報の第三者への提供」に記載する場合を除きます）などの無いように、適切な管理を実施します。また、個人情報の処理を外部に委託する場合は、個人情報を適切に取り扱っている委託先を選定し、契約書等を交わして機密保持義務を課し、必要かつ適切な監督を行います。

5 個人情報の第三者への提供（原則として第三者には提供いたしません）

- (1) 本会は、次に掲げる場合を除いて、会員本人の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除きます。
 - ①人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ②公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - ④あらかじめ次の事項を告知あるいは公表し、かつ本会が個人情報保護委員会に届け出をしたとき
 - ア 利用目的に第三者への提供を含むこと
 - イ 第三者に提供されるデータの項目
 - ウ 第三者への提供の手段または方法
 - エ 本人の求めに応じて個人情報の第三者への提供を停止すること
 - オ 本人の求めを受け付ける方法
- (2) 前項の定めにかかわらず、次に掲げる場合、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。
 - ①本会が前項1の利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合
 - ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
 - ③特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いた場合

6 お問い合わせ

本会の個人情報保護基本方針に関する、ご意見、ご質問、苦情の申出その他個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、以下の窓口にご連絡ください。

岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」事務局

住所：〒503-0857 岐阜県大垣市美和町1784番地

TEL：0584-81-2331 FAX：0584-74-9697

7 個人情報保護基本方針の改定

本会では、日本国における法令等に従った個人情報の管理、利用を行います。日本国における法令等の変更に合わせて、または個人情報の保護をより確かなものとするためなどの理由により、本会の裁量に基づき、個人情報保護基本方針を改定させていただくことがあります。なお、個人情報保護基本方針を改定する際には、変更後の個人情報保護基本方針をホームページ上に掲示して周知いたしますので、定期的にホームページ等で個人情報保護基本方針のご確認をお願いいたします。

8 制定日・改訂日

制定日：令和3年11月17日

岐阜県立大垣東高等学校三稜会奨学金規定

【名称】

大垣東高等学校三稜会奨学金(以下「奨学金」)

【目的】

第1条

この奨学金は、岐阜県立大垣東高等学校(以下「本校」)在校生(以下「生徒」)および卒業生を対象に、将来の有為な人材に対する奨学を目的とする。

【奨学生の資格】

第2条

奨学金を支給するのは、前条の対象者のうち、明確な志と本校に対する誇りを持ち、学業優秀あるいは文化、芸術、運動等に秀で、奨学金を受けるに相当と認められる者とする。

【奨学生の決定】

第3条

奨学生の決定は、本校学校長の推薦に基づき、三稜会役員会の審議を経て、三稜会会長(以下「会長」)が決定する。

【奨学基金】

第4条

本奨学金制度は、本校創立30周年記念事業における寄付金等をもって奨学基金を構成する。

【奨学金の限度額】

第5条

この奨学金は、毎年三稜会が奨学基金を運用して得た利金の範囲内で給付する。

【奨学生の対象】

第6条

奨学生の人数及び団体数は第5条に基づき、適正な数とする。

- 1 個人の場合は、原則3年生、及び卒業生とする。
- 2 団体競技に関しては、チームを一つの組織として考え、チームに給付する。突出した生徒がいれば別途協議する。

【奨学金の停止】

第7条

1 奨学生が次のいずれか1項に該当するに至った場合は、会長は三稜会役員会の審議を経て直ちに奨学金の支給を打ち切ることができる。

- (1) 修業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または性行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき
- (4) 奨学金の使用目的が適当でないとき
- (5) 退学、休学または転校したとき
- (6) 在-school で処分を受けたとき

2 本条により奨学金の支給を打ち切られた場合、すでに受給した奨学金は三稜会に返済しなければならない。

【奨学金の返済】

第8条

奨学生は、第7条の規定に定める場合を除き、受領した奨学金を返済しなくてよい。

【本規定の改正】

第9条

本規定は、三稜会役員会の決議により改正することができる。

【制度の施行】

第10条

本奨学金制度は、平成16年4月1日より施行する。

平成17年11月14日改正

平成29年11月13日改正

平成30年11月 1日改正

令和元年11月11日改正

岐阜県立大垣東高等学校校歌

殿岡 辰雄 作詞

恩田 忠彦 作曲

1. 朝の陽に かがやく峯の伊吹山
高き理想と仰ぎつつ
眉うるわしき若人が
歩めり堂々 道ありここに
情熱 前進 飛躍 達成
ああ わが城下町歴史の跡に
ほまれも高し 大垣東高校

2. 三稜のバッチが示す真善美
深き教えと さとりつつ
あすの使命の担い手が
勉めり営々 ゆめありここに
誠実 献身 努力 徹底
ああ 青春の園自由の庭に
ひかりあまねし 大垣東高校